

21消安第10753号
平成21年12月25日

動物検疫所長 殿

消費・安全局長

米国ニューヨーク州及びテネシー州から日本向けに輸出される家き
ん及び家きん肉等の輸入停止措置の解除について

米国ニューヨーク州及びテネシー州から日本向けに輸出される家きん及び家
きん肉等の輸入停止措置については、それぞれ平成21年3月12日付け20
消安第12844号及び平成21年5月1日付け21消安第1121号消費・
安全局長通知によりお知らせしているところである。

今般、米国家畜衛生当局から提供された情報により、上記2州における弱毒
タイプの鳥インフルエンザの清浄性を確認したことから、当該輸入停止措置を
下記のとおり解除するので、動物検疫に当たっては的確に対応されたい。

記

1 輸入停止措置を解除する対象品目

- (1) 家きん（鶏、うずら、七面鳥、だちょう、きじ、ほろほろ鳥及びかも目
の鳥類並びに平成21年12月25日以降に孵化したそれらの初生ひなに
限る。以下同じ。）
- (2) 平成21年12月25日以降にと殺された家きんに由来する肉及び臓器
並びにそれらの加工品
- (3) 平成21年12月25日以降に採卵された家きんの卵及びその加工品

2 羽毛については、輸入検査時の消毒措置対象から除外する。